

## 会長の選任について

○加東市都市計画審議会条例

平成18年3月20日  
条例第106号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、都市計画行政の円滑な運営を図るため、加東市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について市が提出する意見に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関又は兵庫県の職員
- (4) 市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたときにおける職を失ったときは、委員を辞したものみなす。

4 委員は、再任されることができる。

(令2条例7・一部改正)

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(令2条例7・一部改正)

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び会長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に事故があるとき、又は欠けたときは、市長が招集する。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に審議会の庶務を処理するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(平27条例20・平30条例1・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(平30条例10・旧附則・一部改正)

(委員の任期の特例)

- 2 第3条第2項の規定による委員の任期については、同項の規定にかかわらず、平成30年8月1日を始期とする同条第1項第2号の委員の任期に限り、平成30年10月31日までとする。  
(平30条例10・追加)  
附 則(平成27年3月30日条例第20号)  
この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則(平成30年3月1日条例第1号)抄  
(施行期日)
  - 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
附 則(平成30年3月1日条例第10号)  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則(令和2年3月2日条例第7号)  
(施行期日)
    - 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。  
(準備行為)
    - 2 改正後の第3条第1項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

# 加東市都市計画審議会議事運営要領

平成21年10月5日

加東市都市計画審議会規程第2号

(趣旨)

第1条 加東市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営については、加東市都市計画審議会条例（平成18年加東市条例第157号。以下「条例」という。）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会は、会長が必要と認めるときに、これを招集する。

2 会長は、審議会を招集しようとするときは、審議会の開催の日の3日前までに議案を添えて、開催の日時及び場所を委員及び当該議案に係りのある臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第3条 条例第3条第1項第3号に係る委員及び条例第4条第2項の臨時委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、会長の承認を得て代理人を出席させることができる。

(会長の選挙)

第4条 会長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものをもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 審議会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙に代え、指名推薦の方法を用いることができる。

(議長)

第5条 会長は、会議の議長となる。

2 会長は、会議の議事を主宰し、秩序を保持する。

3 会長及び会長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が会長の職務を代理する。

(委員及び臨時委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(発言)

第7条 審議会において発言しようとする者は、議長の許可を得なければならない。

(議事録)

第8条 会長は、会議録を調製し、次の事項を記載しなければならない。

(1) 会議の開催の日時及び場所

- (2) 出席した委員及び臨時委員の氏名
  - (3) 議題及び議事の要旨
  - (4) 議決事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項
- 2 議事録に署名押印する委員は、2人とし、議長が指名する。
- 3 議事録は、次の事項を除いて公開とする。
- (1) 発言した委員又は臨時委員の氏名
  - (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると会長が認める事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項
- (傍聴)

第9条 会議は傍聴することが出来る。ただし、会長は、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開にすることができる。

- (1) 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
  - (2) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。
  - (3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防その他の公共安全と秩序と維持に支障を生じると認められる情報
  - (4) 公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる事項
- 2 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。
- (傍聴の手続)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿兼誓約書(様式第1号)に住所及び氏名を記入し、傍聴証(様式第2号)の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証は、会議の開始予定時刻の15分前から先着順に交付する。
- (傍聴人の入場制限)

第11条 次に掲げる者は、会議場に入場することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器類又は拡声器等を所持している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者

- (5) 各前号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人等に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者
- 2 会議場に入場した者が前項の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、会長はその者を会議場から退場させる者とする。
- 3 前2項の規定により、会議場に入場できず、又は退場を命ぜられた者は、以降の会議において会議場への入場を禁止する。
- 4 前3項に掲げる者のほか、会長は会議の秩序を維持するために必要があると認められるときは、傍聴人の入場を制限することができる。  
(傍聴人の遵守事項)

第12条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) はちまき、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為はしないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影及び録音等の禁止)

第13条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(秩序の維持)

第14条 会議においては、何人も会長の指示に従わなければならない。

- 2 会長は会議の秩序を維持するため必要があると認められるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者に退場を命ずることができる。  
(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年8月3日から施行する。

この規程は、平成21年10月5日から改正する。